附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（様式の経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第六十二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二条の三第四項の規定に基づき、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日　　経済産業大臣　直嶋　正行

核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条の七第二号中「戸籍抄本」の下に「、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの」を加える。

別記様式第一及び第二中「本籍」を「本籍（国籍）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○国土交通省令第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第十五項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び同法第十三条第一項（同法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月三十日　　国土交通大臣　前原　誠司

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式第二面3欄中「作成」を「作成又は確認」に改め、同欄に次のように加える。

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の２第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の２第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の３第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の２第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の２第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の３第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の３第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

別記第二号様式注意3中⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、⑥を⑦とし、同注意3⑤中「（昭和25年建設省令第38号）」を削り、同注意3中⑤を⑥とし、同注意3④中「してください。」の下に「3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。」を加え、同注意3中④を⑤とし、③の次に次のように加える。

④　3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の２第３項若しくは第20条の３第３項の表示をした図書について記入してください。

別記第三号様式第１面3欄中「作成」を「作成又は確認」に改め、同欄に次のように加える。

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の２第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の２第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】構造設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の３第１項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

□建築士法第20条の３第３項の表示をした者

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号

【イ．氏名】

【ロ．資格】設備設計一級建築士交付第　　号